

日本マングローブ学会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は日本マングローブ学会
(Japan Society for Mangroves) と称する。
(事務局)

第2条 本会の事務局は下記におく。

〒156-8502 東京都世田谷区桜丘 1-1-1
東京農工大学地域環境科学部森林総合科学科林産化学研究室内

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 本会はマングローブに関する学理について、研究発表、知識の交換、情報の提供を行う場となることにより、マングローブに関する研究の普及を図り、わが国の学術と関連産業の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 年次大会の開催
- (2) 会誌「Mangrove Science」の発行
- (3) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員の種別および年会費

(種別)

第5条 本会の会員種別は次のとおりとする。

- (1) 正会員 (一般会員と称する。) 本会の目的に賛同して入会した個人
- (2) 学生会員 本会の目的に賛同して入会した院生、学生の身分を有する個人
- (3) 賛助会員 本会の目的に賛同して入会し、規定の賛助会費を納めた団体または個人

(入会)

2. 本会に入会しようとする者は、所定の入会申込書に必要事項を記入し会長に申し込む。

3. 会員が退会しようとする時は、退会届け会長に提出する。

(年会費)

第6条 本会の年会費は次のとおりとする。

- (1) 正会員 5,000円
- (2) 学生会員 3,000円
- (3) 賛助会員 1口10,000円以上
- (4) 年会費の改定は総会の決議による。

2. 納入した年会費はいかなる理由があっても返却しない。

第4章 役員等

(役員等)

第7条 本会には次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 理事 20名以内
- (4) 監事
- (5) 顧問

2. 役員は総会で選出する。

3. 役員は、会長の指示に従い、本会の事業が円滑に行われるように審議する。会計、総務、庶務および編集を担当する責任者を定める。

4. 役員の任期は4月1日よりの2年間とし再任は妨げない。

第5章 会議

(会議)

第8条 本会に総会、役員会、編集委員会をおく。

(総会)

第9条 総会は正会員、学生会員によって構成し、年1回会長が招集する。なお、必要に応じて、臨時総会を開催する。

2. 総会の議長は会長とし、総会の議事は出席会員の過半数で決する。

3. 総会は次の事項を決議する。

- (1) 事業計画および収支予算
- (2) 事業報告および収支決算
- (3) 役員の改選
- (4) 会則の変更
- (5) その他、会長、役員会が必要と認めた事項

(役員会)

第10条 役員会は役員によって構成し、会長が招集する。

2. 役員会は次の事項を審議する。

- (1) 総会に提案する事項
- (2) 年次大会の実行・運営に関する事項
- (3) 会誌「Mangrove Science」の発行に関する事項
- (4) その他、会長が必要と認めた事項

3. 役員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する役員と顧問を除く役員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

4. 役員が役員会の審議事項について提案した場合において、その提案について審議に加わることのできる役員の全員が、書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の委員会の決議があったものとみなすものとする。

(Mangrove Science 編集委員会)

第11条 本会に会誌「Mangrove Science」編集委員会をおく。

2. 委員は編集委員長の推薦により、会長が委嘱する。

3. 編集委員会は投稿原稿の審査、編集、発行を担当する。

4. Mangrove Science の投稿規定、執筆要領は別に定める。

第6章 会計

(会計)

第12条 本会の収支決算は会計年度終了後すみやかに監査を受け、役員会の審議を経て、総会の承認を受けなければならない。

第13条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わるものとする。

第7章 その他

第14条 年次大会、総会、編集委員会、会計等に関する細則は別にそれを定める。

付則

- 1) 平成元年12月、日本マングローブ協会会則として制定。
- 2) 平成6年から、日本マングローブ協会学術部会は日本マングローブ学会と称する。
- 3) 平成23年11月5日改正。
- 4) 2019年4月1日から、一部改正施行。